

## 5 共通施策

### (1) 環境保全の総合的取組みの推進

#### ア 基盤的施策の推進

- ◆ 四日市地域公害防止計画の推進【環境森林部】  
第7期計画（平成13(2001)～17(2005)年度）に基づき、各種の公害防止施策の着実な実施とその進行管理を行います。
- ◆ 環境保全協定の締結の促進【環境森林部】  
三重県環境基本条例に基づき、市町村長等と事業者の環境保全協定の締結を促進します。

#### イ 環境汚染等の未然防止

- ◆ 環境影響評価制度の的確な運用【環境森林部】  
環境汚染の未然防止のため、一定規模以上の開発事業等を対象に、事業者による事前の環境配慮とその後の環境調査結果の事業への反映など、適切な環境配慮が行われるよう、「環境影響評価法」及び「三重県環境影響評価条例」の的確な運用を図ります。
- ◆ 環境影響評価制度の充実【環境森林部】  
環境影響評価制度の充実を図るため、開発事業の基本構想段階などに対する戦略的環境アセスメント（SEA）や、開発に伴う環境への影響を極力減少させるためのミティゲーション手法などの検討を進めます。
- ◆ 公害事前審査制度の活用【環境森林部】  
工場や事業場の新增設に伴う公害を未然に防止するため、市町村の工場等の誘致や環境保全協定の締結時において、「三重県公害事前審査会条例」に基づく公害事前審査制度の活用を促進します。

#### ウ 公害健康被害の救済・予防

- ◆ 公害健康被害者に対する補償給付【環境森林部】  
楠町に在住する公害健康被害被認定者に対し、適切な療養生活が送れるよう医療給付を行うほか、障害補償費、遺族補償費等の補償給付を行います。

- ◆ 保健福祉事業の実施【環境森林部・健康福祉部】  
楠町に在住する公害健康被害被認定者の健康の維持・増進を図るため、転地療養事業や家庭訪問事業を行います。
- ◆ 調査研究の実施【環境森林部】  
四日市地域の公害保健医療対策を確立するため、関係機関と連携して調査研究を行います。

## 工 公害紛争への対応

- ◆ 公害紛争処理法等による対応【環境森林部】  
公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停等や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度の活用を促進します。
- ◆ 公害苦情への対応【環境森林部】  
公害等に係る苦情については、公害苦情相談員により、県民からの苦情相談にあたるとともに、市町村等と協力して、適切に処理します。